

個人情報の第三者提供について

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者等にとって利益となるものや医療費と給付金支給額のお知らせなどの現行通知方法を変更することにより、事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えない内容については、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの個人情報の利用について黙示による包括的な同意が得られているものとして扱われます。

※健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づく

(個人情報保護委員会、厚生労働省 H29.4.14 発出)

当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたします。なお、同意されない場合は下記お問合せ先までお申し出ください。

1. 「医療費通知」「給付金決定通知」及び「ジェネリック通知」を被扶養者(家族)分を含めて通知すること
2. 「保険給付金の支給明細書」「傷病原因の照会文書」、「資格喪失後等の受診の際の加入保険の照会文書」、「医療費等返還請求通知書」等を被扶養者(家族)分を含めて通知すること
3. 「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」を被扶養者(家族)分を含めて通知すること
4. 事業主が、被保険者等から資格・給付に関する問い合わせに対する回答のための情報提供
5. 金融機関からの給付金(還付金、返納金、貸付金)振込不能時の事業主を通じたご本人確認
6. 第三者行為に係る損保会社等への求償手続きの際の、事業主を通じた届の提出促進、及び第三者行為、労働災害の有無の確認
7. 市区町村等の医療費助成があるレセプトについて、付加給付が重複しないようにするために、
 1. 健保組合から医療機関へ窓口負担の有無を照会すること
 2. 健保組合から市区町村等に医療費助成の有無を照会すること

(問い合わせ先)

サンリオ健康保険組合 中田

電話 03-3779-8078

受付時間 9:30~17:00(土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く)